

# 横浜市熱中症対策に資する現場管理費補正の 試行概要（土木工事）について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費率の補正を定め、契約日が平成31年4月1日以降となる工事から試行することとします。つきましては、「横浜市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要（土木工事）」に従い、必要な措置を行うように、工事監督員、工事発注担当および受注者に周知を行います。

## ●試行対象工事

本試行にあたっては、下記に該当する場合、試行対象工事とします。  
ただし、横浜市土木工事標準積算基準書に則り設計した工事を対象とします。

## ●適用範囲

契約日が平成31年4月1日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とします。

## ●対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事。  
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を対象期間から除くものとする。
- ・電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とする事ができる。
- ・ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を対象期間から除くものとする。

※詳細については「横浜市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要（土木工事）」をご覧ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp//city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/netchushotaisaku.html>

横浜市財政局公共施設・事業調整課  
電話 045-671-4066